

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>第3子以降学校給食費無料化事業</p> <p>対象者：次の全てに該当する保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯で小中学校に在学する児童及び生徒を3人以上養育していること。 ・学校給食費に未納がないこと。 <p>ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。</p> <p>内 容：対象者からの申請により、対象となる児童が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校在学の場合：学校給食費を免除する。 ・上記以外に在学の場合：学校給食費相当額を補助金として交付する。 <p>問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810</p>
	<p>第3子以降の保育所・認定こども園保育料無料化事業</p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・保育料算定に必要な税書類が提出されていること。 ・保育料を滞納していないこと。 <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：・保育所、認定こども園：《子育て施設課 施設管理係》 TEL：027-220-5705</p>
	<p>第3子以降の副食費補助事業</p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。 ・同一世帯で3人以上の子どもを扶養していること。 ・副食費算定に必要な税書類が提出されていること。 ・副食費を滞納していないこと。 <p>内 容：対象児童にかかる副食費の額を補助</p> <p>問合せ：・保育所、認定こども園：《子育て施設課 施設管理係》 TEL：027-220-5705 ・私立幼稚園《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p>幼稚園保育料補助事業(第3子以降保育料軽減事業)</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること。 ・同一世帯で3人以上の子どもを扶養していること。 ・市民税の申告がされていること。</p> <p>内 容： (補助限度額：年額) 国立73,200円、私立308,000円</p> <p>問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p>保育料補助事業(第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業)</p> <p>対象者：・市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。</p> <p>内 容： 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。</p> <p>○補助金額：月額27,000円(上限)</p> <p>問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p>子ども医療費支給事業</p> <p>対象者：医療保険の加入者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</p> <p>内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業で、乳幼児期における疾病の早期発見と早期治療を促進し、さらに小・中学の成長期の子どもの健やかな成長を図り、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。(群馬県内の市町村で一律実施)</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 医療給付係》 TEL：027-898-6253</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>産後ヘルパー派遣事業</p> <p>対象者：次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市に住民票がある人 ・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の子がいる人 ・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない人 </p> <p>内 容：家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事準備や買い物、洗濯、掃除など)・育児(調乳や沐浴の準備・後片付け等)の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・単胎の場合：生後6か月未満の期間で20回以内 ・多胎の場合：生後1年未満の期間で40回以内 </p> <p>問合せ：《福祉部 子育て支援課》 TEL：027-212-8337</p>
	<p>遠距離通学補助事業</p> <p>対象者：次のいずれかに該当する児童生徒 <ul style="list-style-type: none"> ①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。 ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。 ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒にあつては5km以上あること。 </p> <p>内 容：居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。</p> <p>問合せ：《学校教育課 管理係》 TEL：027-898-5812</p>
住宅支援	<p>空家等利活用ネットワーク事業</p> <p>対象者：前橋市で一戸建ての空き家を探している人、所有している空き家の売買や貸借を考えてる人</p> <p>内 容：市に登録している不動産業者を紹介</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>
	<p>空き家対策補助制度①空き家リフォーム補助②空き家を活用した二世帯近居・同居住宅補助</p> <p>対象者：①空き家を取得し自ら居住しようとする個人、空き家を取得し親族関係にある者に住宅として貸そうとする個人、空き家を親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人 ②親または子と近居または新たに同居するために空き家を取得し、1.自ら居住しようとする個人、2.親族関係にある者に住居として貸そうとする個人、3.親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人、4.取得した空き家を除却した跡地に6か月以内に住宅を建築しようとする個人</p> <p>内 容：①工事費の3分の1以内で上限100万円を支給 ②-1,2,3 工事費の3分の1以内で上限120万円を支給 ②-4 工事費の3分の1以内で上限100万円を支給 いずれも市外からの転入者1人20万円（4人まで）、中学校修了前1人10万円（4人まで）、夫婦とも39歳以下の場合10万円を工事費の3分の1を超えない範囲で加算</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者： 市内に居住又は通勤する農業者以外の者</p> <p>内 容： 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 4,200円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。</p> <p>問合せ：《農政課 地域営農係》 TEL：027-898-6703</p>
	<p>新規参入者定着支援事業</p> <p>対象者： ・本市に転入し、新たに農業に参入する方 ・就農時点で55歳未満の方 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方</p> <p>内 容： 農家住宅等の月額家賃の1/2（上限2万円）を補助（2年間を限度とする） 詳細についてはお問合せください。</p> <p>問合せ：《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL：027-898-6733</p>
その他	<p>UIJターン若者就職奨励金</p> <p>対象者： 下記に該当する40歳未満の者 ・UIJターンによって前橋市に転入し、令和2年7月2日以降に市内中小企業に就職した者 ・前橋市に転入後6か月以内もしくは転入前3か月以内に就職（正規雇用）し、その後6か月以上継続して勤務している者。 ・奨励金交付後も前橋市に住み続ける意思がある者。 ・市税を滞納していない者。 ・移住支援金の交付決定を受けていない者。</p> <p>内 容： 対象労働者1人につき5万円 なお、扶養親族等とともに転入した場合は、扶養親族等1人につきそれぞれ25,000円を加算。 ただし、同一世帯に交付する額は支給対象者と合わせて10万円を上限とする。</p> <p>問合せ：《産業政策課 雇用促進係》 TEL：027-898-6985</p>